

藤沢市災害対策等特別委員会の設置について

本市議会は、地震、津波、風水害、都市災害及び厚木基地による航空機の騒音等から、市民の生命、身体及び財産を保護し、災害の拡大防止と被害の軽減を図るため、次のとおり特別委員会を設置する。

令和5年5月22日提出

議会議員	山	口	政	哉
同	土	屋	俊	則
同	石	井	世	悟
同	友	田	宗	也
同	栗	原	貴	司
同	平	川	和	美
同	谷	津	英	美
同	安	藤	好	幸

- 1 本市議会に定数12人をもって構成する「藤沢市災害対策等特別委員会」を設置する。
- 2 この特別委員会は、地震、津波、風水害、都市災害及び厚木基地による航空機の騒音等から、市民の生命、身体及び財産を保護し、災害の拡大防止と被害の軽減を図るため、その防災対策全般について調査・審査する。
- 3 この特別委員会は、議会閉会中も調査・審査を行うことができることとし、議会において調査・審査の終了を議決するまで存続する。